

【本光寺生前戒名を頂く会規約】

- 第1条 この会は、本光寺生前戒名を頂く会（以下本会という）という。
- 第2条 本会は、事務局を本光寺に置く。
- 第3条 本会は、入会者（以下本会員という）で組織する。
- 第4条 本会員は、本光寺檀徒契書をもって本光寺に所属する。
- 第5条 本会に会長1人、世話人若干人を置き、本光寺住職が選定する。
- 第6条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 第7条 本会は、本会員がコミュニティを通じて親睦を深め、終活に関することを行う。
- 付 則 本規約は、平成25年4月8日から施行する。

【日蓮宗本光寺檀徒規約】

- 第1条 日蓮宗本光寺檀徒（以下檀徒という）とは、契書をもって本光寺に所属し、檀徒名簿に登録された者をいう。
- 第2条 檀徒は、ご葬儀（通夜と告別 20万円、告別のみ 15万円）、四十九日、一周忌、三回忌までの儀式を本光寺住職に依頼しなければならない。
- 第3条 檀徒は、春秋のお彼岸法要など年中行事に可能な限り参加する。
- 第4条 檀徒は、本光寺役員会などの議決事項に従う。
- 第5条 檀徒で、第2条、第3条、第4条を無視したときは、檀徒名簿から削除することが出来る。
- 第6条 檀徒が住所を変更したときは、直ちに住職に届け出なければならない。
- 第7条 この規約の変更は、本光寺役員会の議決を経て行うことが出来る。
- 付 則 本規約は、平成25年4月8日から施行する。

【契書】

私は本光寺生前戒名を頂く会規約に同意し、日蓮宗本光寺の檀徒であることを自覚し、日蓮宗本光寺檀徒規約に従います。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

日蓮宗本光寺住職 尾藤 宏明 殿